

貸出金

■貸出金科目別残高

期末残高

(単位:百万円)

項 目	平成17年3月期			平成18年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
手形貸付	36,466	—	36,466	32,278	—	32,278
証書貸付	419,150	—	419,150	431,967	—	431,967
当座貸越	40,172	—	40,172	35,380	—	35,380
割引手形	4,905	—	4,905	4,736	—	4,736
合計	500,695	—	500,695	504,362	—	504,362

平均残高

(単位:百万円)

項 目	平成17年3月期			平成18年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
手形貸付	40,681	31	40,713	33,351	—	33,351
証書貸付	407,918	—	407,918	425,617	—	425,617
当座貸越	42,508	—	42,508	38,158	—	38,158
割引手形	4,908	—	4,908	4,647	—	4,647
合計	496,017	31	496,049	501,774	—	501,774

■貸出金の残存期間別残高

(単位:百万円)

項 目		平成17年3月期	平成18年3月期
1年以下	貸出金	99,411	97,759
	うち変動金利		
	うち固定金利		
1年超 3年以下	貸出金	86,748	88,896
	うち変動金利	34,072	32,930
	うち固定金利	52,675	55,965
3年超 5年以下	貸出金	66,545	68,912
	うち変動金利	24,801	23,579
	うち固定金利	41,744	45,332
5年超 7年以下	貸出金	53,721	51,515
	うち変動金利	18,278	17,095
	うち固定金利	35,443	34,419
7年超	貸出金	154,096	161,899
	うち変動金利	47,726	46,757
	うち固定金利	106,370	115,141
期間の 定めないもの	貸出金	40,172	35,380
	うち変動金利	38,841	34,329
	うち固定金利	1,331	1,051
合計	貸出金	500,695	504,362
	うち変動金利		
	うち固定金利		

(注) 残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしておりません。

■貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

区 分	平成17年3月期		平成18年3月期	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	262,613	52.45	256,058	50.77
運転資金	238,081	47.55	248,304	49.23
合計	500,695	100.00	504,362	100.00

貸出金

業種別貸出金状況

(単位:百万円、%)

業種別	平成17年3月期		平成18年3月期	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	500,695	100.00	504,362	100.00
製造業	21,585	4.31	21,449	4.25
農業	1,591	0.32	1,624	0.32
林業	192	0.04	200	0.04
漁業	521	0.10	544	0.11
鉱業	75	0.02	78	0.02
建設業	36,622	7.31	32,644	6.47
電気・ガス・熱供給・水道業	497	0.10	554	0.11
情報通信業	3,108	0.62	3,365	0.67
運輸業	20,996	4.19	19,796	3.93
卸売・小売業	42,232	8.44	40,066	7.94
金融・保険業	21,214	4.24	32,265	6.40
不動産業	58,912	11.77	57,190	11.34
各種サービス業	76,061	15.19	70,479	13.97
地方公共団体	55,800	11.14	65,369	12.96
その他	161,281	32.21	158,734	31.47

中小企業等に対する貸出金

(単位:百万円、%)

項 目	平成17年3月期	平成18年3月期
中小企業等貸出金残高(A)	397,466	384,754
総貸出金残高(B)	500,695	504,362
総貸出に占める割合(A)/(B)	79.38	76.28

- (注) 1. 貸出金残高には、海外店及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。
 2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

消費者ローン残高

(単位:百万円)

種 類	平成17年3月期	平成18年3月期
消費者ローン残高	160,558	155,744
住宅ローン	138,175	134,289
その他ローン	22,383	21,455

特定海外債権残高 該当ございません。

担保種類別の貸出金残高

(単位:百万円)

種 類	平成17年3月期	平成18年3月期
有価証券	600	774
債権	15,638	16,036
商品	—	—
不動産	96,576	90,557
その他	—	—
保証	203,840	193,276
信用	184,039	203,717
合計	500,695	504,362

担保種類別の支払承諾見返額

(単位:百万円)

種 類	平成17年3月期	平成18年3月期
有価証券	—	—
債権	121	120
商品	—	—
不動産	225	279
その他	—	—
保証	301	263
信用	4,774	4,668
合計	5,423	5,332

■リスク管理債権

(単位:百万円)

項 目	平成17年3月期	平成18年3月期
破綻先債権額	3,609	2,515
延滞債権額	22,677	23,163
3カ月以上延滞債権額	248	186
貸出条件緩和債権額	5,848	5,601
合計	32,384	31,468

(注) 1. 平成18年3月期リスク管理債権の項目説明につきましては、60ページの注記事項(※2から※5)にも記載しております。
2. 元本補てん契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む。)に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額は該当ありません。

破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3カ月以上延滞債権額

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権額

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

■貸倒引当金内訳

(単位:百万円)

項 目	平成17年3月期					平成18年3月期				
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1,869	1,659	—	※1,869	1,659	1,659	1,735	—	※1,659	1,735
個別貸倒引当金	6,603	2,504	2,595	※10	6,502	6,502	3,368	4,835	※4	5,030
うち非住居者向け債権分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特定海外債権引当金勘定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	8,472	4,163	2,595	1,879	8,161	8,161	5,103	4,835	1,663	6,765

(注) ※洗替による取崩額であります。

■貸出金償却額

(単位:百万円)

項 目	平成17年3月期	平成18年3月期
貸出金償却額	525	801

■金融再生法基準による資産査定額

(単位:百万円)

項 目	平成17年3月期	平成18年3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	11,657	8,048
危険債権	14,733	17,964
要管理債権	6,097	5,788
正常債権	474,242	478,571
合計	506,730	510,372

(注) 資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として区分するものであります。

■金融再生法開示債権の保全内訳(平成18年3月期)

(単位:百万円)

項 目	債権額 (A)	保全額 (B)	担保・保証等		貸倒引当金	保全率 (B / A)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	8,048	7,965	5,958		2,006	98.9
危険債権	17,964	15,924	12,909		3,014	88.6
要管理債権	5,788	2,125	1,234		891	36.7
合計	31,801	26,014	20,102		5,912	81.8

破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権であります。

要管理債権

3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権であります。

正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記3つの債権以外のものに区分される債権であります。